

4月から 自転車損害賠償保険等への加入が義務化

高額損害賠償に万全の備えを

東京都が「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、4月から自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます。自転車利用中の対人賠償事故に備える保険、共済に加入しましょう 問 交通対策課交通係 ☎3647-4784、FAX3647-9287



事例1 加害者が支払いを命じられた金額

9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった(神戸地裁2013年判決)。

事例2 **9,266万円**

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った(東京地裁2008年判決)。



事例3 **6,779万円**

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した(東京地裁2003年判決)。



義務化の主な内容

- ①自転車利用者**
東京都内で自転車を利用する場合に、自転車損害賠償保険等への加入が**義務**になります。
 - ②保護者**
未成年者が自転車を利用する場合に、自転車損害賠償保険等への加入が**義務**になります。
 - ③自転車使用事業者**
業務として自転車を利用する場合に、自転車損害賠償保険等への加入が**義務**になります。
 - ④自転車貸付業者**
レンタル業務として自転車を貸し付ける場合に、自転車損害賠償保険等への加入が**義務**になります。
- ※詳細は、東京都ホームページ(HP) <http://www.tomin-anken.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutai/saku/jitensha/seisaku-joyourei/jitensha-joyourei/index.html> でご確認ください。



▲二次元コード

自転車損害賠償保険等への加入状況をチェック!

→ はい → わからない → いいえ

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償保険等)に加入していますか。※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」に付帯された保険(点検日から1年以内)も該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険、クレジットカードなどの付帯保険、共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか。

自転車の事故による損害賠償保険等の補償が**基本補償**または**特約**としてついていますか。
 ※特約の名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

すでに自転車損害賠償保険等に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。

自転車損害賠償保険等への加入が必要です。

★確認ポイント ○補償限度額は十分か ○補償対象は本人のみか家族を含むか ○示談交渉サービスの有無
 ※区では毎年2月から3月にかけて「区民交通傷害保険」の募集を行っています。詳細は3面をご覧ください。

「区民交通傷害保険」加入者募集(3面)